

2018

〈巻頭〉平成29年度中小企業労働事情実態調査報告 ………2

平成29年度 中小企業労働事情実態調査報告

~経営状況・新規学卒者の採用・障害者の雇用(29年度特設項目)~

本会では、中小企業における労働事情(経営、労働時間、雇用環境、賃金など)を的確に把握し、適切な労働対策を樹立することを目的に、「中小企業労働事情実態調査」を実施しています。

本調査は、毎年7月1日を調査時点として全国一斉に実施されており、本県では県内中小企業1,500事業所を対象に郵送調査を実施し、437事業所より回答を頂きました。

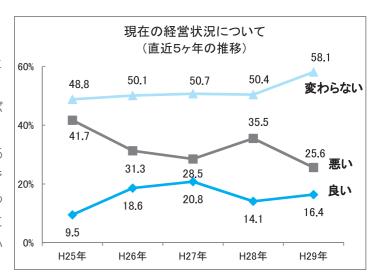
本稿では平成29年度の報告書の中から、「経営状況」、「経営上の障害」、「新規学卒者の採用」、「障害者の雇用の有無(平成29年度特設項目)」についてご報告します。

経営状況について

経営状況

1年前と比べた現在の経営状況は、「良い」 16.4%、「悪い」25.6%、「変わらない」58.1%となっている。前年に比べ、「良い」(前年14.1%)が2.3ポイント増加、「悪い」(同35.5%)が9.9ポイント減少という結果となった。

業種別でみても、「悪い」は製造業(前年36.5%)では11.3ポイント、非製造業(同34.3%)では8.2ポイント、それぞれ減少しているが、「変わらない」についても約60%となっており、一概に景況感が良くなったとは言えない状況が続いている。



経営上の障害(3つ以内の複数回答)

現在どのようなことが経営上の障害となっているかについては、「人材不足(質の不足)」が48.8%(前年比+2.2ポイント)で前年と同様に最も多い。次いで「販売不振・受注の減少」31.0%(同-5.5ポイント)、「同業他社との競争激化」30.3%(同-4.0ポイント)の順位は前年と変わらないが、両者が前年より減少しているのに対し、前年5位であった「労働力不足(量の不足)」が29.6%で前年より6.6ポイント増加し、4位となっている。業種別でみても、前年に引き続き製造業と非製造業いずれにおいても「人材不足(質の不足)」が最も多く、製造業では1.9ポイント、非製造業では2.9ポイント前年より高い。さらに、非製造業では3位の「労働力不足(量の不足)」も前年より5.5ポイント高い上、前年5位だった「人件費の増大」は3.2ポイント増加し4位に浮上している。業種を問わず人材にかかわる課題は多く、非製造業では特にその傾向が強いことが推察される。

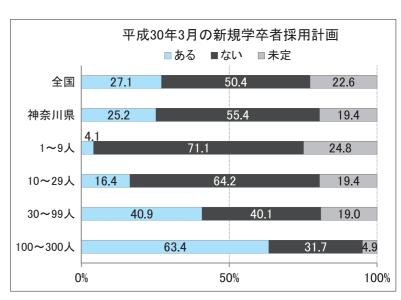
経営上の障害(業種別の上位5位) ()内は前年順位

順位	神奈川県全体	製造業		非製造業		
1	人材不足(質の不足)(同)	48.8%	人材不足(質の不足)(同)	47.4%	人材不足(質の不足)(同)	50.9%
2	販売不振・受注の減少(同)	31.0%	販売不振・受注の減少(同)	33.5%	同業他社との競争激化(同)	38.9%
3	同業他社との競争激化(同)	30.3%	原材料・仕入品の高騰 (5)	24.7%	労働力不足(量の不足)(同)	38.3%
4	労働力不足(量の不足)(圏外)	29.6%	同業他社との競争激化(3)	24.3%	人件費の増大(5)	30.3%
5	人件費の増大 (4)	23.2%	製品開発力・販売力の不足(圏外)	23.9%	販売不振・受注の減少 (4)	27.4%

新規学卒者の採用について

平成30年3月の新規学卒者の採用計画

平成30年3月の新規学卒者の採用計画は、「ある」25.2%、「ない」55.4%、「未定」19.4%となっている。採用計画が「ある」と回答した事業所の割合は前年(23.2%)に比べ2.0ポイント上昇したが、全国平均(27.1%)と比べると1.9ポイント低い。従業員数規模別では、「ある」の割合は従業員の規模が大きくなるごとに上昇し「100~300人」の事業所で63.4%、業種別では、製造業で27.7%と全国と同水準であるのに対し、非製造業では21.7%となっている。



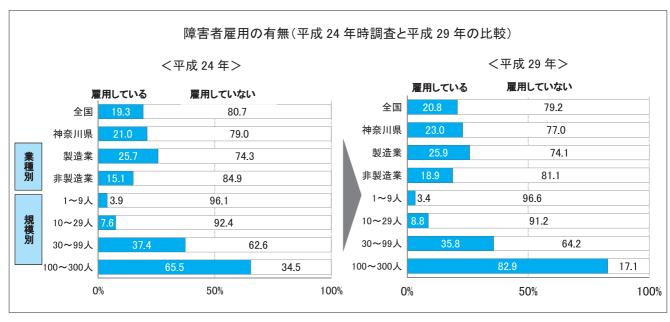
障害者雇用について

★平成29年度特設項目

障害者雇用の有無

障害者を「雇用している」事業所は23.0%、「雇用していない」事業所は77.0%で、「雇用している」事業所の割合は全国平均(20.8%)と比べて2.2ポイント高い。業種別でみると、「雇用している」事業所の割合は製造業では25.9%で、非製造業(18.9%)を7.0ポイント上回っている。従業員数規模別でみると、従業員数の多い事業所ほど「雇用している」割合は高く、「30~99人」の事業所で35.8%、「100~300人」の事業所で82.9%となっている。

なお、本設問は平成24年度の調査でも設けられたが、結果を比較すると、障害者を雇用している事業所の割合は、神奈川県全体では平成24年度から2.0ポイント増加し、製造業では0.2ポイント、非製造業では3.8ポイント増加している。また、規模の大きな事業所ほど雇用している割合が高い傾向は変わらないが、「30~99人」の事業所で1.6ポイント減少しているのに対し、「100~300人」の事業所では17.4ポイントと大幅に増加している。



中小企業労働事情実態調査報告書の全文は本会 HP で公開しています。

特

「無期転換ルール」と「無期転換ルールの 継続雇用の高齢者に関する特例」について

神奈川労働局雇用環境 ·均等部指導課

1 はじめに

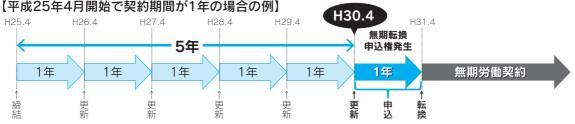
平成30年4月から、無期労働契約への転換申込みが本格化します。本格化が始まる前に、無期転換ルールと無期転換ルールの継続雇用の高齢者に関する特例について説明します。

2 無期転換ルールとは

無期転換ルールとは、同一の使用者のもとで、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できるルールです。

通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に締結した有期労働契約から開始します。(労働契約法第18条:平成25年4月1日施行)

原則として、契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で通算5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員などの名称は問いません。



- ※ 無期労働契約の労働条件(職務、勤務地、賃金、労働時間など)は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則などの改定などが必要です。
- ※ 通算5年を超えて契約更新した労働者が、その契約期間中に無期転換の申込みをしなかったときは、次の更新以降でも無期転換の申込みができます。

【平成25年4月開始で契約期間が3年の場合の例】



3 無期転換ルールの継続雇用の高齢者に関する特例について

無期転換ルールの適用により、通常は、同一の使用者との有期労働契約が通算5年を超えて反復更新された場合に無期転換申込権が発生しますが、有期雇用特別措置法により

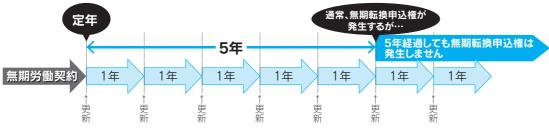
- ・適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主の下で
- ・定年に達した後、引き続いて雇用される有期雇用労働者(継続雇用の高齢者)

については、その事業主に定年後引き続いて雇用される期間は、無期転換申込権が発生しません。

基本的な仕組み

- ①無期転換ルールの特例の適用を希望する事業主は、特例の対象労働者に関して、能力が有効に発揮されるような雇用 管理に関する措置についての計画を作成します。
- ②事業主は、作成した計画を、本社・本店を管轄する都道府県労働局に提出します。
- ③都道府県労働局は、事業主から申請された計画が適切であれば、認定を行います。
- ④認定を受けた事業主に雇用される特例の対象労働者(継続雇用の高齢者)について、無期転換ルールに関する特例が適用されます。

【定年後、1年間の有期労働契約で引き続いて雇用された場合の例】



対象労働者 定年後、同一事業主に引き続き雇用される有期雇用労働者

4 企業の皆様へ

無期転換ルールへ対応する準備はお済みですか?

無期転換ルールへの対応は、中長期的な人事管理も踏まえ、無期転換後の役割や労働条件などを検討し、社内規定を整備するなど、一定の時間を要します。

まだ、準備が進んでいない場合は早急に取りかかりましょう。

5 有期労働契約で働く皆さまへ

平成30年4月以降、有期労働契約で働く多くの方に、無期転換申込権の発生が見込まれます。 期間の定めのない労働契約に転換することで、雇用が安定し、安心して働き続けることに繋がります。 まずはこのようなルール・権利について知り、自身のキャリア形成の選択肢の1つとしてご検討ください。

6 雇止めについて

無期転換ルールの適用を避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期労働契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

7 「無期転換ルール」Q&A

Q1 「無期転換ルール」は何のためにあるの?

A1 有期労働契約で働く人の約3割が、通算5年を超えて有期労働契約を繰り返し更新している実態にあり、それによって生じる雇止めの不安の解消が課題となっています。また、有期労働契約であることを理由として、不合理な労働条件が定められることのないようにしていく必要もあります。

無期転換ルールは、こうした問題に対処し、働く人が安心して働き続けることができる社会を実現するためのものです。

Q2 無期転換ルールの対象となる契約期間はいつから 数えるの?

A2 通算契約期間のカウントは、平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約が対象です。平成25年3月31日以前に開始した有期労働契約は、通算契約期間には含まれません。

Q3 無期転換の申込みの方法は?

A3 申込みは、口頭で行っても法律上は有効です。しかし、口頭での申込みは、後日、申込みをしたかどうかの争いが生じやすいという問題がありますので、労働者の方には、できるだけ書面で申込みを行うことをお勧めします。また、申込みを受けた事業主の方には、その事実を確認するための書面を労働者に交付しておくことをお勧めします。申込みの書面については、以下を参考にしてください。

無期労働契約転換申込書

殿

 申出日
 平成
 年
 月
 日

 申出者氏名
 印

私は、現在の有期労働契約の契約期間の末日までに通算契約期間が5年を超えますので、労働契約法第18条第1項に基づき、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)への転換を申し込みます。

無期労働契約転換申込み受理通知書

殿

 受理日
 平成
 年
 月
 日

 職氏名
 印

あなたから平成 年 月 日に提出された 無期労働契約転換申込書について受理しましたので通知 します。

Q4無期転換後の労働条件は?A4無期転換ルールによって.

無期転換ルールによって、契約期間は有期から無期に転換されますが、無期転換後の給与などの労働条件は、就業規則等で別段の定めがある部分を除き、直前の有期労働契約と同一の労働条件となります。したがって、無期労働契約に転換された労働者に対して、どのような労働条件を適用するか検討した上で、別段の定めをする場合には、適用する就業規則にその旨を規定する必要があります。ただし、無期転換にあたり、職務の内容などが変更されないにもかかわらず、無期転換後の労働条件を低下させることは、無期転換を円滑に進める観点から望ましいものではありません。

また、特に定年など、有期契約労働者には通常定められていない労働条件を適用する必要がある場合には、適切に設定の上、あらかじめ明確化しておく必要があります。

■お問合せは、下記まで

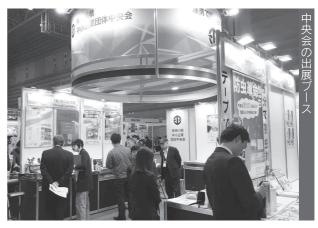
神奈川労働局雇用環境・均等部指導課(045-211-7380) 無期転換ポータルサイト http://muki.mhlw.go.jp/

中央会トピックス

テクニカルショウヨコハマ2018開催

平成30年2月7日(水)~9日(金)の3日間、「テクニカルショウヨコハマ2018」がパシフィコ横浜(横浜市西区)で開催されました。本展示会は、約800社(団体)が出展する神奈川県下最大級の工業技術見本市となっており、「かながわビジネスオーディション」等のイベントが同時開催されたほか、今年も多くの特設イベントや企業向けセミナーが併催され、企業・団体関係者から学生などの一般の参加者まで多くの来場者で賑わいました。

本会のブースでは、工業団地組合である神奈川県 綾瀬工業団地協同組合、協同組合 SIP 座間、協同組 合 SIP 座間インフィニティ、相模原機械金属工業団 地協同組合の4組合を紹介し、組合員計9社が出展 しました。神奈川県綾瀬工業団地協同組合の組合員 である有限会社ビナ・テックは、精密板金加工を中 心に事業を展開しており、最新鋭の設備を用いて幅 広い業務を手がけている企業で、今回が初めての出 展とのことでした。担当者からは、「PRの仕方等、他の企業のやり方がとても勉強になった。自社の強みをワンフレーズでまとめるなど、出展に慣れている企業のブースは参考になる。また是非出展したい」との話を伺うことができました。また、「今回の出展が刺激となって、自社での技術力の向上などに繋がると良い」とも話していました。



全組合対象講習会

「組合決算税務講習会」を開催

本会は、平成30年2月7日・8日(水・木)の2日間にわたり、神奈川中小企業センター(横浜市中区)にて、『組合決算税務講習会』を開催しました。

本講習会は、組合の役職員及び経理担当者を対象に、決算期における組合会計及び税務等について、 演習を中心とした講義が行われるもので、県内の組 合及び企業から58名が参加しました。

講習会では、日新税理士法人 古知潔 氏を講師に



迎え、持分計算や決算関係書類、剰余金処分案、法 人税申告書の作成方法等についての解説がされました。そして、平成30年度の中小企業・小規模事業 者関係の税制改正の概要、並びに平成31年より施 行される消費税軽減税率制度の概要及び改正時の対 応方法を解説しました。

講習会終了後には、講師による個別質問対応の時間が設けられ、質問希望者から、各組合や企業の会計業務における疑問や課題に関する相談が行われました。

本会では、毎年県下のすべての組合を対象に「組合会計」に関する講習会を開催しております。来年度も開催する予定ですので、ご興味のある方はぜひご参加ください。また、本誌「組合 Q & A」にておなじみの成田公認会計士事務所 所長 成田博隆先生による「組合個別専門相談」においてのご相談も受け付けております。お悩みのある方はお問合せください。

「平成29年度情報連絡員会議」を開催

本会は、平成30年2月13日(火)、神奈川中小企業センター(横浜市中区)において、平成29年度情報連絡員会議を開催しました。

「情報連絡員」は、各業種を代表する中小企業組合の役職員74名に対して委嘱しており、県内の中小企業の景況を毎月調査し、本会で集計を行っています(毎月の集計結果は、本誌 P10『情報連絡員の声』で紹介しています)。

会議では例年、外部講師からの情報提供と、出席連絡員による各業界の動向についての意見交換を行っており、今年度は神奈川県障害者雇用促進センター雇用促進課課長野本史男氏、同主査須賀千亜紀氏を講師に迎え、「神奈川県における障害者雇用と事業者への支援制度について」の講演を行いました。野本氏からは「障がい者雇用は企業にとってもCSRの一環としてPRできるなどイメージアップにも繋がっており、県内民間企業の雇用障がい者数は過去最高を更新している。障害者雇用促進セン

ターでも、雇用率未達成企業への障がい者雇用普及 啓発や、企業や就労支援機関への出前講座等の支援 も積極的に行っていくので是非ご活用いただきた い。」との講演が行われました。

講演後は、出席連絡員より各業界の動向、各組合における現状や課題等について意見交換が行われました。



全組合対象講習会

「中小企業におけるAIの活用方法」セミナーを開催

平成30年2月14日(水)、神奈川中小企業センタービル(横浜市中区)にて、県内中小企業組合、組合員企業、一般企業を対象に、「中小企業における AI の活用方法」セミナーを開催しました。講師には、中小企業向けコンサルティング事業を展開している、ブリッジソリューションズ株式会社 代表取締役 阿



部満氏を迎え、講演が行われました。

講演では、現代は、第1次革命の農業革命、第2次革命の産業革命、第3次革命のIT革命に続く、第4次革命である AI 革命と呼ばれる時代であり、中小企業においても積極的に AI を活用することの重要性が説明されました。加えて、AI は IBM の「ワトソン」、Google の「自動運転車」に代表される「特化型人工知能」とソフトバンクの「Pepper」、ホンダの「ASIMO」に代表される「汎用型人工知能」の2タイプがあることや、「ディープラーニング=深層学習」といった AI に関する基礎知識の説明も行われるとともに、実際に AI を導入・活用している中小企業の事例紹介が行われました。

また、セミナー後半では中小企業診断士の石田 智子氏より、実際にAIを導入する際に利用できる 補助金等の中小企業施策について説明が行われまし た。その後の質疑応答では、参加者からAIに関し て積極的な質問があり、参加者の関心度の高さが窺 えました。 組合運営に関するよくある質問に、 本会の無料個別専門相談を 担当している、弁護士、 税理士・会計士の先生方が わかりやすくお答えします!





池田賢史 先生パートナー弁護士



Q.「組合員たる法人の役員」たる地位を喪失した理事の 員外理事就任の可否について教えてください。

A. 組合員企業が組合から脱退した場合、その会社の役員として組合の理事に選任されている者は、理事資格を喪失したとして退任となるのでしょうか、それとも、組合員以外の理事(いわゆる員外理事)として残任することになるのでしょうか。

この質問は、以下の2つのケースごとに場合を分けて対応方法を検討する必要があります。

まず1つ目のケースは、組合の定款において、員 外理事(組合員又は組合員たる法人の役員以外の理 事)を認めていないケースです。

このケースでは、組合員企業が組合から脱退したことにより、その会社の役員として組合の理事に選任されている者は、当然理事としての地位を失い退任することになると解され争いはありません。

問題となるのが2つ目のケース, すなわち組合の 定款において員外理事が認められているケースで す。このケースについては大きく2つの異なる見解 があり, 裁判例の蓄積も見られず, 裁判所の見解が はつきりしていません。

以下、それぞれの見解について検討します。

1つ目は、員外理事を認めている組合においては、理事が組合員又は組合員たる法人の役員としての地位を失っても員外理事としての地位にとどまり、なお理事としての権利義務を有していると解する見解です。

2つ目は、たとえ員外理事を認めている組合であっても、員内理事は組合員又は組合員たる法人の役員としての地位にあることを前提として選任されているのであるから、この前提を失った場合には、当然に理事の地位を失い退任するという見解です。

現在,各地の中小企業団体中央会の指導は,前者の解釈に沿って行われているようです。各地の中小企業団体中央会のHPにおいても,その旨記載されているものが散見されます。

一方で,後者の見解を支持する書物が存在するこ

とも事実です。

どちらが正しいのかを一概に論じることは大変難しいのですが、員内理事と員外理事の選任方法が特段異ならないこと、員外理事を規定する定款が存在している上で員外理事としての地位要件を満たしている以上、当然退任すると解することは困難であること等にかんがみると、やはり各地の中小企業団体中央会が指導する解釈に分があるように思われます。

とはいえ,実際に組合を運営していく方々は,こ のような曖昧な解釈論に沿った運用をしていくこと には不安を覚えることと思います。

そこで、実務上の処理としては、組合員企業が組合から脱退した場合(法定脱退と自由脱退とにかかわらず)には、その会社から組合の理事に選任されている員内理事としての地位を失った理事に対し自発的に退任をするよう促すよう対応するのが望ましいでしょう。

仮に、自発的に退任をしない場合には、組合法42 条に基づき役員改選の手続きをとって理事としての 地位を解く方法も考えられます。

また、員外理事としての地位にとどまるとして も、員外理事の総数が理事定数の3分の1を超えては ならないとする組合法35条4項ないし定款所定の制 限数を超えることはできません。

したがって、この制限を超過する員外理事数となった場合には、超過人数分だけ任意の者を解任しなければならず、組合が取り得る解決方法としては、員外理事となった者を自発的に退任させるか、あるいは、員外理事間で協議をさせて退任する者を決定させることが考えられます。

退任する者が決まらない場合には、組合法42条に基づく役員改選手続が必要となることは前述のケースと同様です。

(主)回答内容は個別の組合の事情によって異なる場合があります。

次回日程

組合個別專門相談

◎法律、税務・経理

平成30年

4月11_{日(水)}

午後1時~4時 本会会議室にて

● 通常相談は無料、秘密厳守 ●

● 電話予約をお願いします。 本会 組織支援部 TEL: 045-633-5133



組合あんてな





ビルメンフェアを開催

横浜建物管理協同組合

横浜建物管理協同組合は、平成30年2月7日 (水)、横浜産貿ホール(横浜市中区)にて「第28回 ビルメンフェア」を開催しました。

ビルメンフェアは、環境やコストに配慮した機器 や商品など、最新のビルメンテナンス用品等の展示 即売会として、当組合が毎年主催しています。



会場では、出展企業による研修会も併催しており、蔵王産業株式会社(東京都江東区)によるセミ

ナーでは、カーペット洗浄用掃除機のプレゼンテーションと実演が行われました。深刻な人手不足は清掃業界においても大きな課題の一つとなっており、複数の人員を要する業務が多いことから、人件費をはじめとするコストの高騰が問題となっています。一方で、熟達した作業員の人数には限りがある中、一人ひとりの作業員を時間をかけて育てる余裕のある企業ばかりではなくなってきているのが現状です。そこで、清掃業界では「誰でも」「安全に」「確実に綺麗に」することができる商品が求められています。掃除機の実演の際には、その技術を間近で見ようと多くの人が集まり、来場者の関心の高さが窺えました。

今年は全国から28社が出展し、計39ブースが展開されました。組合担当者は、「PRだけでなく、その場で販売に繋がることもある。新しいメーカーとの付き合いが生まれるきっかけの場にもなっている」と話していました。



「スカジャン発祥の地」を宣言

ドブ板通り商店街振興組合

ドブ板通り商店街振興組合は、平成30年2月12日(月)、同商店街内の「ドブ板イベント広場」(横須賀市)にて、「スカジャン発祥の地宣言」を行いました。

これは、ジャケットに刺しゅうをあしらった ファッションアイテム「スカジャン」を、ご当地 ファッションとして内外にPRしようと企画したも のです。

当日はスカジャンを着た上地横須賀市長、平松横 須賀商工会議所会頭、小泉衆議院議員が駆けつけス カジャンを通じて横須賀活性化を始めたいとエール を送りました。

式典で上地市長から「スカジャン発祥の地」と記載のプレートが越川理事長に贈呈され、同商店街で長年にわたりスカジャン制作・販売を続けてきた「ファースト商会」の松坂氏、「大将ミシンししゅう店」の山崎氏へ上地市長から感謝状が贈呈されました。

会場では、インスタグラム撮影会「ドブ板スカジャンコレクション」も実施し、スカジャンでコスプレ

をする高校生・大学生チームの活動なども紹介され ました。

平成30年3月末日まで、同商店街の組合員店舗を中心に、スカジャンを着て来店すると特別サービスが受けられる「スカジャン割」を実施しております。キャンペーン期間中は商店街事務所のヨコスカドブイタステーション等で無料のスカジャンレンタルも行っています。



2018 1月 業界情報 情報連絡員の声

酒造	平成29年11月の課税移出数量は、特定名称酒合計で前年比103.2%と前年を上回った。内訳として、吟醸酒は前年比95.6%うち純米吟醸酒は前年比81.2%と前年を下回ったが、純米酒が前年比106.3%と前年を上回り、本醸造酒も前年比112.4%と前年を大幅に上回ったため。						
ひもの	シラスの不漁は、翌年の中型魚等全般の不漁につながる心配あり。引き続き原料魚不足と高値の厳しい状況 に変わりはないと思われる。						
テント シート	組合員の高齢化と後継者不足による、組合員数の減少。						
家具	住宅着工も減少局面に入り小売、造り込み家具とも、売り上げは厳しい。不振が定着し、企業はそれぞれコスト削減に工夫をみせ抵抗力を強めている。29年12月の全国住宅着工戸数は、76,751戸で前年同月比△2.1%。神奈川県も△10.0%と、5ヶ月連続減少、6,138戸。						
製本	例年1月より多少悪かった様である。昨年より続いていた中堅企業の吸収合併が進み、合計3社の合併となった。仕事の流れに注目したい。						
印刷	当組合ではこの数年重要な課題の一つとして、CSR (企業の社会的責任)への取組みを掲げてきた。効率や利益を最優先させる経営ではなく、信頼をベースに持続可能な経営を目指し、ビジネスに繋げていくために、 実例セミナーを開催して行く予定である。						
石油製品	為替の円高により幾分和らいではいるが、原油が値上がりしておりこれと連動してナフサ価格も上昇、平成29年7~9月期の国産ナフサ価格に比し10~12月期には23.5%超上昇しており1~3月期には5万円を超えると予想。業界の値上げは避けられないと見る。						
砕 石	全体の建設投資額や需要は強含みで推移しているものの、大型案件の動きはいまだに潜伏している。加え、年始の暦回りの関係で稼働日数が縮み、足元の景況は環境の好転に追いついていない。						
工業塗装	製品別で見ると、自動車内装・外装、医療機器部品及び免振装置、トラック架装は前年並み。通信機器分野は景気が悪く、防衛産業は、米国からの購入品が多く、平成30年度も国内は不振。トラック業界は弱含みだが前年並み。1月は総じて売上高、設備操業度が上昇。						
工業団地	(相模原市中央区)外資系建機製造業、生産拠点見直しによる、日本国内工場閉鎖に伴い、既従事職員の人的 リストラを進めている。取引の密度により、人材の再就職受入れ要請を受けざるを得ない組合員もある。						
メッキ	組合員全体が忙しい状況になってきた。物量の増加に収益がシンクロすればいうことはないが、しばらくは様子眺めか。また、「テクニカルショウヨコハマ2018」へ出展。来場者も前回より多く、出展目的はクリアしたようだ。これからも業界の宣伝と拡販に挑戦する。						
金属製品	引き続き半導体・自動車・携帯電話系の企業受注高は堅調に上向き傾向が続いている。相変わらず問題は人 材不足であり、ある企業では外国から就労者を連れてくるしかないと言う話も聞かれた。						
指定業者 (船舶)	造船メーカーの受注状況は16年度が底で、17年度は大幅に増えた様に見えるが、これは16年度がかなり落ち込んだためである。船価は現在横ばい推移となっているが、18年には回復してくるとの見方が支配的だ。						
工業中心の 複合業種	人材不足は解消されないまま、会員企業の多くは忙しい状況となっているが、収益にはまだまだ反映されない様子。他社の忙しさとは反対に、廃業する事業所が昨年より多くなってきている。						
卸団地	機械工具、建築資材など業務用卸は徐々に売上増に転じてきているが、仕入値の上昇、人件費増により利益 確保は依然として厳しい。また、新規学卒者の採用が難しい状況となっている。						
料理材料卸	大雪が降った割には影響は1日で収まり、心配した程売上にはそれ程被害はなく、全体的には値上をした事により売上は維持ができた。ただし収益については原価値上分を転嫁できていない状況が続いている。						
リサイクル	古紙市況は、市中回収量の低下は続いており、問屋の在庫も低下している。輸出市況も底入れ感が出てきているが、中国の輸入枠問題が徐々にクリアされている中で輸入価格の上昇が期待されている。						
新聞販売	当業界も経済状況の向上とともに昨年12月より折込広告の出稿料が増加し、前年対比110%以上になり、1月も順調に推移し、バブル期に近づくような状況を示している。ただ、相変わらず労働難はなかなか解消されない。						
青果	(横浜市神奈川区)1月売上高は、前年同月対比1.08%の減少で収まった。販売数量は減少したが単価高め売上が伸びた。しかし利益率は思ったほど確保できず。先月に引続き葉物類の販売価格が倍以上高騰						
	おり、小売商は販売高減少、量販店は売上好調そうである。 (横須賀市)年が明けても、気温の低下・大雪の影響で各産地での生育進まず、相場は、野菜全般にわたり値で、特に大型野菜(キャベツ、大根、白菜等)は過去5年の同月比で最高値が続いた。果実は、国産・最品ともに依然として高値が続く。						
鮮 魚	今月も入荷が少なかった。品揃えがあれば売れるというものでもないが、無ければ更に売れない。重ねて、 今年の低温は小売店にとって非常に辛い。						
	ひテシ家製印石砕工工メ金指(工複卸料リ新青もシー 関本刷製石塗団キ品書)の種地料ク販果のトト具本刷品石装地キ品書)の種地卸ル売果						

小売業	燃料	1月に入り WTI 原油価格が上昇しており、22日時点で1バーレル63.50ドルまで高値安定している状況。これにより、元売仕切価格も上昇しており、末端市場価格もレギュラーガソリン142~4円/ℓまで上昇している。しかし昨年から販売数量も伸びず、苦労している。
基	共同店舗	10月末にて組合員店舗が閉店し、空店舗も現状のまま、組合運営もきびしい。
	商店街	(川崎市中原区) 今月は周期的に天候が変わり例年に比べて雨が多かったのと、11・12月と早めに寒くなっていることも有りセールでの売り上げが伸びず、また天候の影響により昨年より良くないお店が多いようである。
商店街		(小田原市)小田原駅南側の再開発計画が発表され、再来年の開業に向けて動き出した。動線が変わることで既存商店街にもプラスマイナス両面の影響があるだけに今後の動向に注目したい。郊外の大手百貨店は2月末での閉店が決まり、商業全体的に厳しい風潮があるように思う。 (相模原市中央区)商店街ではだるま市と朝市が行われた。
	温泉旅館	異常寒波、22日の大雪、また春節が今年は2月16日からとなることが影響した。
	専門サービス (ダンス教室)	組合共同開催事業の2月検定試験、3月スプリングダンスパーティーの練習に生徒さんは励んでおり、目標を持ち継続すればこそ、技術の向上と健康づくりが達成出来るが、各教室会員増加が中々思う様ではないのが現状である。
非 サービ	ファイナンシャル プランナー	H29年度決算見通しは売上・利益ともほぼ昨年並みであり、堅調に推移している。組合員の高齢化にともない組合員数が減少傾向にあり、将来の組合の活動・財務に影響を及ぼす可能性がある。新規組合員の増員のためのプログラム・企画を立てる必要がある。
ービス 業	建築設計	(横浜市神奈川区)原油価格の上昇や、これまで控えられていた設備投資への機運が、今年に入って少しづつ
造		ではあるが、見えてきた。 (横浜市中区)新年を迎え、関係団体の賀詞交換会が連日開かれる中、各々団体の活気ある雰囲気が感じられた。横浜市では小・中学校約350校の今後30年間に及ぶ建替計画があり、すべて市内設計事務所が行うとは考えていないが、是非市内の力を集結させていただきたいと考えている。
業	自動車整備	2年前より少しではあるが増加した。前年との比較では1割弱減少した。今年は陸運局の登録・電子化に伴い様変わりするであろう。当方でも比較検討していかなければならない。
	電工灵雷	人材人員の確保が出来ない。人手不足で仕事を断るケースがある。電気材料の値上げやガソリン価格の上昇 によって利益率が減少している。役所の見積(軽工事)が増加している。
建	型枠工事	1月は、仕事量は多少増加。単価は前月と同じで横ばい。
建設業	空調設備工事	工事の遅れが多く、今後、工事が重なり人手不足が大きな問題になる。
	豊工事	我々組合はもとより一般事業者の受注、売上が極端に減少しているが、行政受注が若干増加。景気は良くなってきているが、労使側と会社のせめぎあいが続く中、ベア値上を否定する会社が6割以上あるためこの先不透明である。
運輸業	道路貨物	(横浜市神奈川区)取引は増加傾向にあるが、人手不足は深刻な状況が続き改善の兆しはまったくない。 (横浜市中区)組合内取引が前年比約104%・組合外取引が前年比約73%と全体の取引としては増えている。 組合収入は減少傾向が続き、9月に反転したが、ここに来て1月は前年割れとなっている。相変わらず人手
		不足、仕事はあるが人がいない、車輌が稼働出来ないとの声が多い。
非そ製の	歯科技工	毎年のことであるが、年始の1月は実質2週間は仕事が無い状態で、売上げは低くなり、一方税金やその他の 支払等は変わらないので、やりくりが大変である。
造他業の	不動産	賃貸アパートの空室が目立つ。一度退去すると入居者を探すには苦労する。ローンが残っている貸主は悲鳴を上げている状況だが、入居者の数は限られているのに、いまだ新築アパートが建設されている状況。

		売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人員	業界の景況
京況	全 	1	31/2			1	1			7
天	体	-16.2%	-10.9%	6.8%	-8.1%	-18.9%	-12.2%	-4.3%	-8.1%	-17.6%
景況天気図	製造業					1				7
⊕	来	-8.7%	0.0%	4.3%	-8.7%	-17.4%	-4.3%	-4.3%	0.0%	-26.1%
(前年比)	非製造業	1	31/2			1	7	_	1	7
	業	-19.6%	-21.7%	7.8%	-7.8%	-19.6%	-15.7%		-11.8%	-13.7%

【天気図の見方】各景況項目について「増加」(または「好転」)業種割合から「減少」 (または「悪化」)業種割合を引いた値(KJI)をもとに作成。その基準は次の通りで ある。ただし、在庫数量はKJI値プラスの場合には雨、マイナスの場合には晴れ の方向に表した。KJIとは、「神奈川県情報連絡員調査指数」の略である。



※この業界情報は、県下74名の連絡員からの情報をもとにしております。

とといろば

神奈川県官公需適格組合協議会

「官公需適格組合をご存知ですか?」本協議会 は、本会会員の中でも"官公需適格組合"という国 の証明をもらっている協同組合が集まった協議会 です。組合という組織力を活用して1社では取れ ない・取りづらい仕事を、共同受注している49 組合が会員で、事業の受注増を目標に積極的に活 動しています。

活動する際には、行政や業界内でも知名度が低 いことを前提として、本協議会の存在意義のPR と行政施策の方向性や動きを共有して、自ら政策 や施策が提案出来るように心掛けています。言っ てみれば"政策のナラティブ化"です。

全国官公需適格組合協議会もあり、事例や情報 の共有を行っています。知ってもらうためには事 例の発信が大切!ということで、全国協議会では Facebook ページも立ち上げているので、一度覗 いてみてください。

こうした活動に関心がある方は、官公需適格組 合の新規取得や協議会への加入を、是非ご検討く

ださい。官公需適格組合の取得については、中央会 職員が一から支援いたしますので、ご興味のある 方はお気軽に事務局までお問合せください。

- ■代表者 会長 加藤和之(神奈川県建設防水事業協同組合)
- ■会員数 49組合
- ■事業 情報の提供・陳情要望・官公需関連調査
- お問合せ

本会組織支援部 045-633-5133 (担当:内田·牧下)



新規加入会員

協同組合西湘福祉サポートネットワーク

出資金(万円) 代表者 設立年月日 足柄上郡開成町宮台252番地1 0465-83-8686 山室 500 H29.2.3

主たる事業:福祉施設向けの総合サービス全般の受注斡旋 共同宣伝ほか

No.7

今回のテーマは「観天望気」についてです。

「かんてんぼうき」と読みますが、聞きなれない 言葉かもしれません。空を見て天気の移り変わり を判断することです。今や衛星やコンピュータの 力で高度な気象予報が可能になっていますので、 空を見上げるよりスマホやテレビで予報をチェッ クした方が確かではあります。でも、人里離れた 深山幽谷をめぐるときには、役に立つ知識ではな いでしょうか。

目で見て一番わかりやすい天気の変化は温暖前 線だと思います。春先の日本列島は、高気圧と低 気圧が交互に到来することが多く、たとえば天気 のいい日が続いたあと、西のかなたの空に何やら 雲が広がって、それが時間とともに空の半分くら いを占めるようになります。これが低気圧に伴 う温暖前線です。半日くらいで天候が崩れますの で、すぐに深山幽谷から脱出するに限ります。原 理で言うと、地上の冷たい空気団の上を暖かい空 気団がスライドしてはい上がるように流れ込み、

その温度差で雨が降るものです。

ほかにも、たとえば、空の高いところにある雲 がきれいに流れたような直線を描くときは、上空 の風が強くて天候が崩れる可能性があり、それが ひつかいたように曲がっていれば風が強くないの で天気が続くなど、いろいろあります。

昔、友人が翌日の天気予報が当たることを真剣 に祈っていたことがあります。宗教か何かの影響 かと尋ねたら、「飲食店の店長をしているからだ」 と答えが返ってきました。予報が外れると、仕入 れすぎて売れ残りを出すか、その逆で売り物がな くなるか、その日の売上げや採算が天候に大きく 左右されるというのです。「商売とは自然を相手 にするのか・・難しいものだ」と、つくづく感じ たものでした。

テレビの天気予報が不調続きのときは、自分で 判断するため、ちょっと西の空を見上げてみるの もいいかもしれませんね。

(西村)



~『かながわの名産 100選 より



#7 横須賀のスカジャン

スカジャンはヨコスカジャンパーの略称。戦 後、駐留した米軍の街として栄えてきた 横須賀の雰囲気が感じられる龍や虎などの図柄 を刺繍したジャンパー。

こちらのコーナーは「かながわの名産100選」より抜 粋しています。

「かながわの名産100選」は県 HP (http://www.pref. kanagawa.jp/cnt/f300096/)でもご覧になれます。

> 記事に関するお問合せはこちら 神奈川県 産業労働局 観光部 観光企画課 TEL: 045-285-0739(直通)

編集後記

今年度も残すところあと少しとなりまし た。先月~今月にかけては冬季オリンピッ ク・パラリンピックで盛り上がりましたが、 この時期になってくると楽しみなのがプロ野 球の開幕です。今年は昨シーズンよりさらに

熱く応援して、ファンのチー ムに日本一になってもらい たいものです!

介画情報部担当者

平成29年度補正 「ものづくり・商業・サービス経営力 向上支援補助金 | 公募のご案内

1. 事業概要

足腰の強い経済を構築するため、日本経済の 屋台骨である中小企業・小規模事業者が取り組 む生産性向上に資する革新的サービス開発・試 作品開発・生産プロセスの改善を行うための設 備投資等の一部を支援します。

2. 公募期間

○公募開始:平成30年2月28日(水)

切:平成30年4月27日(金)[当日消印有效] ○締

※詳細については本会ホームページをご確認下さい。

神奈川県信用保証協会









~夢と未来に向けて~



メリット

- 1 セーフティネット 保証等の別枠保証も ございます
- 2 資金調達が スムーズになります
- 🗿 原則として第三者 保証人が不要です

随時ご相談をお受けしています

営業部 045(681)7178 川崎支店 044(222)7811 小田原支店 0465(23)0138 横須賀支店 046(822)3821

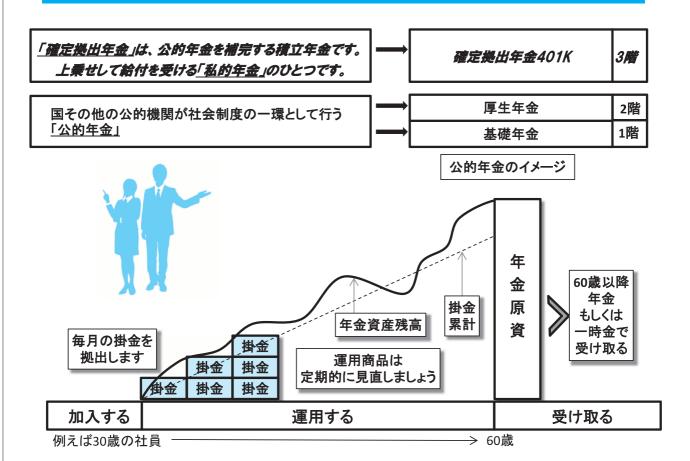
藤沢支店 0466(23)0792

厚木支店 046(221)0633

相模原支店 042(752)0575

http://www.cgc-kanagawa.or.jp/

「個人型」「企業型」確定拠出年金をご存じですか?



税制優遇の主なポイントは3つ

Point 1 【拠出時】

毎月の掛金 掛金は給与として扱わ れないため、所得税・住 民税の対象にはなりま せん(非課税)。

※ 企業が負担した掛金は 全額損金算入

Point 2 【運用時】

運用期間中 運用益に対する税金は かかりません(非課税)。

※ 年金資産に対しての特別 法人税は現在凍結中です

POINT 3 【受取時】

受取りの際 年金なら「公的年金等控 除」、一時金なら「退職 所得控除」が適用されま す。

確定拠出年金401Kは「個人型(iDeCo)と企業型」がございます。 ご不明な点やご質問等、何なりとお問合せ下さい。

「お問合せ先」

TEL:045-716-0002 FAX:045-716-0005

E-mail:info@kanagawahoken.co.jp



株式会社神奈川保険グループ

神奈川県中小企業団体中央会・会員の皆さまへ耳より情





神奈川県中小企業団体中央会 ビジネスノネクスト制度のご案内



一団体業務災害補償保険制度一

従業員や企業を巡るトラブル、 貴社の備えは万全ですか?

社長!!

作業中に高所から落ち、従 業員が亡くなりました!!

社長!!

セクハラにより会社が訴え られています!!



社長!!

従業員が過労自殺して使用者 責任を問われてます!!

社長!!

不当解雇が原因で損害賠償 請求をされています!!

最近の労災高額損害賠償例では、1億円を大きく超えた判決となるものがあり、脳・心臓疾患と精神障害によるものが 増えています。

判決容認額	年	年令	業種	態様	備考	
1億9,400万円	2010年	35歳	レストラン	「名ばかり管理職」が過労により意識不明	<u>脳疾患</u> 後遺障害	
1億9,800万円	2008年	33歳	精密機器製造	異動後の過重な業務による脳内出血で意識障害	<u>脳疾患</u> 後遺障害	
1億3,500万円	2004年	26歳	大学病院	研修医が過剰な勤務により過労死	<u>心疾患</u> 過労死	
1億6,800万円	2000年	24歳	広告代理店	過剰な長時間労働によりうつ病となり自殺	(うつ病)過労自殺	
1億6,500万円	1994年	(開示なし)	木材加工販売	木材積込み作業中、チップ原木が落下し1級障害	災害後遺障害	

●このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

詳しい内容をお知りになりたい場合には、下記シートをご記入いただき、三井住友海上(045-461-0697)までFAXしてください。

貴社名	所属組合名
ご住所	
ご担当者名	
TEL	FAX
ご相談内容	1. 見積りが欲しい 2. 説明が聞きたい 3. 加入したい

___ <ご連絡先>_{【取扱代理店】}

三井生命保険株式会社

横浜支社 TEL:045-345-4201 横浜北支社 TEL:045-474-4780 TEL:042-722-6368 町田支社 湘南支社 TEL:0466-23-3721

【引受保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社 横浜支店横浜第二支社

住所:横浜市神奈川区栄町7-1 MYXビル4階

TEL: 045-461-8245 FAX: 045-461-0697

三井生命保険株式会社 生命保険団体扱オーナーズプランのご案内





「経営者のリスクマネジメント」を目的に 組合員がご契約者となる生命保険契約です。

Owner's Plan

神奈川県中小企業団体中央会の会員組合の組合員がご契約者の場合、団体扱*となり、一般扱(口座振替扱月払等)よりも**割安な保険料**でご契約いただけます。

- * 団体扱とは、神奈川県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございます。
- ※ 詳しくは、「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」を必ずご覧ください。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

よりそう保険。

大 Taiju Select セレクト

無配当保障セレクト保険

安心できる未来のために、 今日もあなたの想いによりそう。

あなたにぴったりな保障を自由にセレクト!

詳しくは、「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり一約款」を必ずご覧ください。

オーナーズプランは、上記以外の商品もお取り扱いしています。詳しくは下記までお問い合わせください。

三井生命保険株式会社 http://www.mitsui-seimei.co.jp/

横 浜 支 社 〒221-0056 神奈川県横浜市神奈川区金港町1-4 横浜イーストスクエア9F TEL:045-345-4201

横浜北支社 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜3-7-3 リーフスクエア新横浜ビル8F TEL:045-474-4780

湘 南 支 社 〒251-0025 神奈川県藤沢市鵠沼石上1-5-4 三井生命ビル5F TEL:0466-23-3721

町田支社 〒194-0022 東京都町田市森野1-7-23 三井生命ビル4F TEL:042-722-6368

B-2017-1183 (2017.6) 使用期限 2018.3.31